令和３年度　成年後見制度利用促進研修　開催要項

１　目的　　　　平成２８年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を必要とする方に十分に利用されることが期待されている。しかし、現状では市民や福祉関係者に成年後見制度が知られていないという課題があり、成年後見制度が財産の管理や日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、利用が進んでいない状況がある。

本研修は、市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員が、成年後見制度の活用が検討できるよう、成年後見制度の仕組みや効用等について理解を深めることを目的として開催する。

２　主催　　　さいたま市

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会

３　開催方法　期間限定の動画配信（さいたま市社会福祉協議会　公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネル）

　　　　　　　※動画は約９０分を予定しております。

４　動画配信期間　令和３年１２月１日（水）～令和４年１月３１日（月）

５　受講対象　市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員

６　研修内容　（１）成年後見制度の基礎知識

　　　　　　　（２）法定後見制度とその他の制度

　　　　　　　（３）事例で見る成年後見制度

　　　　　　　（４）虐待防止と成年後見制度

　　　　　　　（５）成年後見制度Ｑ＆Ａ

７　講師　　　南浦和法律事務所　弁護士　江口　裕樹氏

　　　　　　　【講師が関わっている主な事業等】

　　　　　　　 ・埼玉弁護士会　高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会　副委員長

　　　　　　　 ・埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設審査委員会　委員

　　　　　　　 ・埼玉県介護保険審査会　委員

　　　　　　　 ・上尾市成年後見制度利用促進審議会　委員

８　お申し込みから受講までの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 行程 | 備考 |
| １ | 受講のお申し込み | 受講申込書（別紙）をメールまたはＦＡＸでお送りください。申込期間は**令和３年１２月１日（水）～令和４年１月２１日（金）**です。※メールの場合はkenri@saitamashi-shakyo.jpにお送りください。 |
| ２ | 資料と動画ＵＲＬ送付 | お申し込みを確認次第、順次メールでお送りします |
| ３ | アンケートの提出 | **令和４年２月４日（金）まで**にメールまたはＦＡＸでアンケートをお送りください。　※メールの場合はkenri@saitamashi-shakyo.jpにお送りください。 |

８　留意点　　・受講にあたって、パソコン等を利用したインターネットへの接続環境をご準備く

ださい。

　　　　　　　・講義動画及び資料の二次利用はご遠慮ください。

９　申込・問合せ先

　　　　　　　社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会　権利擁護推進課（担当：眞木・小倉）

　　　　　　　電話　０４８－８３５－５２８０　　ＦＡＸ　０４８－８３５－５２８２

　　　　　　　メールアドレス　kenri@saitamashi-shakyo.jp